

上尾市学校施設更新計画 基本計画 に係る改定について  
協議 資料

## 上尾市学校施設更新計画基本計画見直しのスケジュール

アンケートや市民ワークショップ等の意見を参考

12/22

- ・ 上尾市学校施設更新計画基本計画（素案） について教育委員会定例会で協議

12/23

- ・ 上尾市学校施設更新計画基本計画（素案） を調査特別委員会へ報告

12/26  
～1/30

- ・ パブリックコメントによる意見聴取

1月中旬  
～下旬

- ・ 地域公聴会による意見聴取

パブリックコメントや地域公聴会等の意見を参考

2月下旬

- ・ 上尾市学校施設更新計画基本計画（案） について教育委員会定例会で協議

3月下旬

- ・ 上尾市学校施設更新計画基本計画（案） について教育委員会定例会で審議



上尾市学校施設更新計画基本計画を改定

## 基本計画（素案）に対する意見聴取

### （1）パブリックコメント

#### ①計画（素案）の公表・意見募集期間

12月26日（月）～令和5年1月30日（月）

#### ②計画（素案）・意見書の設置場所

教育総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館

※市ホームページにも掲載

#### ③対象

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

#### ④提出方法

意見書に必要事項を記入して、直接又は郵送（当日消印有効）、ファクス、メールで教育総務課へ

### （2）地域公聴会

#### ①計画（素案）の閲覧可能期間

左記（1）①の期間と同じ

#### ②計画（素案）・公述申出書の設置場所

左記（1）②の場所と同じ

#### ③日程等

1/14（土）上尾公民館 ・ 1/15（日）大石公民館

1/21（土）大谷公民館 ・ 1/22（日）原市公民館

1/28（土）平方公民館 ・ 1/29（日）上平公民館

※いずれも10時～12時（開場／9時30分）

※公述の申し出がない場合は、地域公聴会は中止

#### ④公述の申出

【対象】左記（1）③の対象と同じ

【提出方法】公述申出書に必要事項を記入して、直接又は郵送（当日消印有効）、ファクス、メールで教育総務課へ

【提出期限】希望日の4日前まで

#### ⑤傍聴の申込

【申込方法】氏名、住所、電話番号、希望する日を電話、ファクス又はメールで教育総務課へ

【申込期限】希望日の2日前まで

### （3）その他

#### ① 学校長

#### ② 自治会長

#### ③ 小・中学校 PTA

## 基本計画（素案）

## 第1章 計画の目的

1. 計画の背景 / 2. 計画の目的 / 3. 計画の位置付け /
4. 計画の対象期間 / 5. 対象施設 / 6. 計画の目標設定

## 第2章 計画の実行

## 1. 実施の条件

- (1) 市民との情報共有 / (2) 十分な実施期間の確保 /
- (3) 公共建築物のマネジメント原則の順守 /
- (4) 適切な維持保全の実施 / (5) 行財政3か年実施計画との連携

## 2. 進捗管理

- (1) 進捗管理の仕組み / (2) 実施計画と行財政3か年との調整
- (3) 進捗管理の体制 / (4) 更新計画の推進体制

## 第3章 教育環境整備の方針

## 1. 学校施設の現状

- (1) 児童生徒数の推移・見込み / (2) 学区別児童生徒数の推計
- (3) 学校施設の経年状況

## 2. 持続可能な教育環境づくり

- (1) 学校の適正規模化を念頭とした優先度検討
  - 1) 持続可能な教育環境づくりに向けた施設更新検討フロー
  - 2) 適正な学校規模づくり / 3) 優先度の設定
- (2) 新たな教育や社会情勢に対応する施設整備
- (3) 施設の老朽化を踏まえた効率的・効果的なマネジメント
  - 1) 施設の更新等の方針 / 2) 複合化の状況と方針
  - 3) 利用しやすい教育環境の整備目安 /
  - 4) 学校施設更新シミュレーションの検討 /
  - 5) 効率的・効果的なマネジメント
- (4) 各学校の整備方針
- (5) 新しい学校づくりの検討
- (6) 学校施設更新全体行程表

## 1. 計画の目的等

- (1) 計画の目的等 / (2) 計画の位置づけ / (3) 計画の対象期間 /
- (4) 計画の対象施設

## 2. 小・中学校に関する現状と課題

- (1) 児童生徒数の推移・推計 / (2) 小・中学校の学校規模 /
- (3) 学校施設の老朽化状況 / (4) 学校施設の立地状況 /
- (5) 教員配置等の状況

## 3. 学校教育を取り巻く環境

- (1) 国における学校教育の動向 / (2) 市における学校教育の動向

## 4. 市民等への意見聴取

- (1) アンケート調査 / (2) 市民ワークショップ / (3) 基調講演会
- (4) パブリックコメント / (5) 地域公聴会

5. 計画のコンセプト・方向性

## 6. 計画の方向性と各種方針

方向性1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり

- (1) 安全・安心な学校 / (2) 新しい学びに対応した学校
- (3) 地域に開かれた学校 / (4) 快適な学校

方向性2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持

- (1) 学校規模の標準と国における適正規模の考え方
- (2) 上尾市の学校規模の考え方
- (3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果

方向性3 計画的・効率的な学校施設の更新

- (1) 耐用年数延長の方針 / (2) 計画的な学校施設の更新
- (3) 複合化の方針 / (4) 経費削減の方針

## 7. 進捗管理（計画の推進体制）

# 上尾市学校施設更新計画 基本計画 素案 概要

1

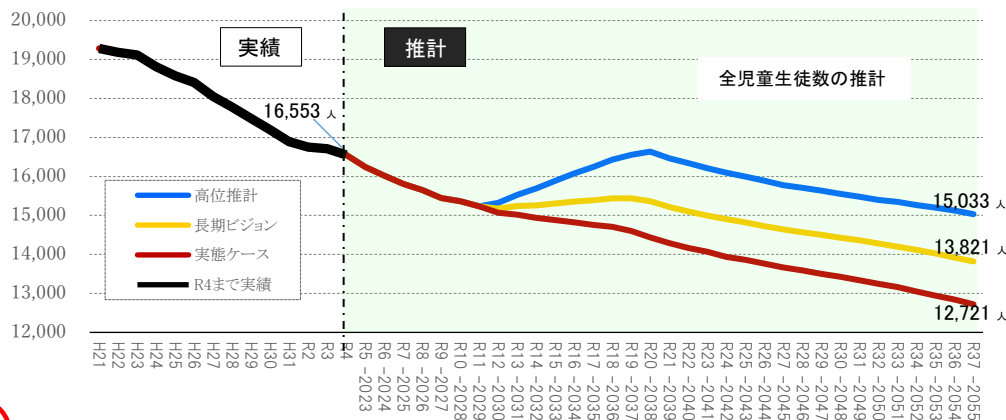
## 基本計画見直しの Point

- I 経費 35% 削減の枠に捉われない 基本計画へ見直し
- II 教育的観点を中心とした基本計画へ見直し
- III 児童生徒数については、**実態に即した推計**の採用  
(学校区毎の推計も掲載)
- IV 市民、保護者、児童生徒へのアンケートの実施のほか、ワークショップの開催など、**幅広く聴取した意見を踏まえた**見直し
- V 将来の人口変動等にも柔軟に対応するよう **計画見直しの時期**の明記

2

## 児童生徒数の推計

児童生徒数の推計は、実態ベースでの推計（合計特殊出生率約 1.26）、上尾市地域創生長期ビジョン推計と整合させた推計（同約 1.36）、合計特殊出生率が高位で推移した推計（同約 1.46）の 3 パターンで推計。全体としては減少傾向であるが、学校区によっては横ばいで推移する学校も推計されている。



3

## 学校規模の推計

一部の学校において学級数の増加が見られるものの、全体としては、児童生徒数の減少による学校規模の小規模化が傾向にあるが、学校間では学級数の減少率の幅に格差が広がる結果が推計されている。

小学校	R4	R20	R37	中学校	R4	R20	R37
小規模校 (6-11 学級)	6 校	5 校	6 校	小規模校 (3-8 学級)	1 校	1 校	3 校
適正規模校 (12-18)	11 校	14 校	15 校	準小規模校 (9-11)	3 校	3 校	2 校
準適正規模校 (19-24)	4 校	3 校	1 校	適正規模校 (12-18)	5 校	6 校	6 校
大規模校 (25-30)	1 校	0 校	0 校	準適正規模校 (19-24)	2 校	1 校	0 校
				大規模校 (25-30)	0 校	0 校	0 校

計画のコンセプト

## 持続可能な教育環境づくり

計画の方向性・方針

4

### 方向性 1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり (教育環境の整備方針)

「安全・安心」、「新しい学び」、「地域」、「快適」をキーワードに、学校施設の在り方を示し、未来の子供たちのための学校施設の更新を進め、地域のシンボルとなる「魅力あふれる学校」の整備 ➤ **教育的効果の向上、シティセールス・定住促進の核**

#### 【安全・安心】

- ・目標耐用年到来前に劣化状況の調査を実施し、延命利用又は建替の検討開始。
- ・学校を利用するすべての市民の安全を確保。

#### 【新しい学び】

- ・変化に対応する柔軟性、可変性のある施設、多様な学習環境を展開できる教室空間の検討。
- ・小中一貫教育を見据えた環境整備。

#### 【地域】

- ・学校と地域が連携・協働していくための空間、地域コミュニティの拠点となる施設の複合化の検討。

#### 【快適】

- ・空調設備の充実、学校を利用するすべての人に配慮した環境整備。

5

### 方向性 2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持 (学校規模の適正化方針)

#### ○ 子供たちの学びに望ましい学校規模

小学校	12 学級以上 18 学級以下
中学校	

1校あたりの学級数 (特別支援学級を含まない)

左記に該当しない規模の学校は、現状の児童生徒数の下での教育的課題等について分析し、将来における児童生徒数の動向等を見据えながら、適宜、対応する。

#### ○ 学校再編検討のタイミング

小学校は全ての学年で1学級編制の状態が、また、中学校は8学級以下の状態が5年以上継続することが見込まれる場合、統廃合を含めた学校の再編の検討を開始。

学校の再編に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図る協議の実施。

6

### 方向性 3 計画的・効率的な学校施設の更新 (学校施設の更新方針)

#### 耐用年数の延長

安全性が確認できた建物の目標耐用年数の延長

改築時期や財政負担の平準化

延長に際して長寿命化工事を必須とせず、必要な維持管理を継続し、更新費用を確保

#### 経費の削減

- ・仮設校舎を建設しない建替計画や校舎の集約化など、最小の経費による効率的な施設更新
- ・教育的効果の最大化を目指した特別教室等の学校施設の共有化

#### 施設の複合化

児童生徒数の減少による余裕スペースの発生を念頭に、社会教育施設等と施設一部を複合化

児童生徒への様々な教育的効果の向上

将来の世代に過度な負担を先送りしない持続可能な行財政運営

## 計画見直しの時期 7

本計画は、10年ごとに見直しを行い、将来の人口変動や教育を取り巻く環境の変化など、社会情勢の変化にも柔軟に対応するよう、基本計画に明記。

## 基本計画見直しの Point

①

- I 経費 35% 削減の枠に捉われない 基本計画への見直し
- II 教育的観点を主眼 とした基本計画へ見直し
- III 児童生徒数については、**実態に即した推計** の採用  
(学校区毎の推計も掲載)
- IV 市民、保護者、児童生徒へのアンケートの実施のほか、ワークショップの開催など、**幅広く聴取した意見を踏まえた** 見直し
- V 将来の人口変動等にも柔軟に対応するよう **計画見直しの時期** の明記

○市議会調査特別委員会の提言書を踏まえて、見直しを実施。

○(I・II) 行財政や施設マネジメントの観点、経費削減を前提としてアプローチするのではなく、子どもたちの未来の学びを第一に考え、教育的観点、つまり現在の児童生徒を取り巻く教育環境、教育的指導などにおける課題やその解決の手段、そして、国が描く将来の教育的ビジョンなどを整理した上で、本基本計画の方向性を3つに分類し、各方針を明文化。

○(III) 児童生徒数の推計については、提言を踏まえ、上尾市の実態に即したものを採用し、実態ベースを踏まえた学校区毎の児童生徒数推計についても掲載。

○(IV) 基本計画の見直しに当たっては、昨年度の地域説明会で出された意見のほか、1万人を超えるサンプルのあった保護者アンケートをはじめとする5種類のアンケートを基本に作成した骨子案を公表し、ワークショップなどにおける骨子案に対して寄せられた意見により、更に修正を加え、本基本計画素案を作成。

○(V) 本計画は、10年ごとに見直しを行い、将来の人口変動や教育を取り巻く環境の変化など、社会情勢の変化にも柔軟に対応するよう、基本計画に明記。

令和4年1月17日

上尾市長 島山 稔 様

上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会  
委員長 鈴木 茂

### 提言書

上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会(以下「特別委員会」という)は、上尾市学校施設更新計画基本計画(以下「基本計画」という)の見直しに当たり、以下のとおり提言する。

#### ○公共施設マネジメントの目標値について

I 基本計画は、教育施設としての特性に鑑み、経費35%削減の枠にとらわれず、再検討をすること。また、長寿命化についても改めて検討を行うこと。

#### ○教育的観点について

II 基本計画および執行部の説明は公共施設マネジメントの目標値を達成することに主眼が置かれていることから、教育的観点到主眼を置いた基本計画に見直すこと。基本計画の見直しに当たっては、『上尾市公共施設等総合管理計画』の内容如何にかかわらず、教育的観点からの議論を尊重すること。また、教育委員会は、そのような観点から独立性を発揮して議論を行うこと。

#### ○特別委員会の意見について

特別委員会の中で出された意見を精査し、基本計画の策定に反映しない場合にはその理由を議会に対し報告をすること。

執行部が提出した資料で見直しを行わないとした項目についても、特別委員会において見直しすべきとの指摘があった事項については、見直しも含めた再検討を行うこと。

III 将来推計人口と児童生徒数については、上尾市の実態に沿ったものとするとともに、各種計画に示した将来展望人口との整合を図ること。

#### ○市民及び議会への報告について

議会の求めに応じ報告を行うとともに、今後設置される(仮称)上尾市学校施設更新計画検討委員会において、重要な政策判断が行われた場合には議会に報告をすること。また、議会報告後、速やかに地域説明会等を開催し、市民の意見を聴取すること。特に対象地域の市民に対しては、偏りなく幅広く周知を行い、市民の意見を踏まえた見直しを行うこと。



## ②

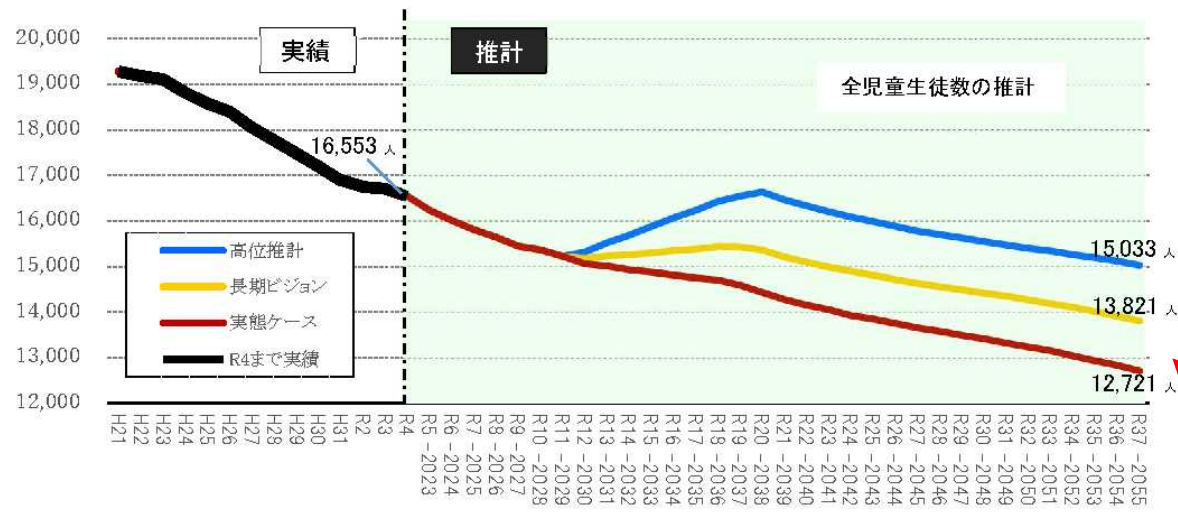
### 児童生徒数の推計

基本計画書 P8- P16

児童生徒数の推計は、実態ケースでの推計（合計特殊出生率約 1.26）、上尾市地域創生長期ビジョン推計と整合させた推計（同約 1.36）、合計特殊出生率が高位で推移した推計（同約 1.46）の 3 パターンで推計。全体としては減少傾向であるが、学校区によっては横ばいで推移する学校も推計されている。

（参考）合計特殊出生率の年次推移

	上尾市	埼玉県	全国
平成 23 年	1.20	1.28	1.39
平成 24 年	1.19	1.29	1.41
平成 25 年	1.27	1.33	1.43
平成 26 年	1.28	1.31	1.42
平成 27 年	1.43	1.39	1.45
平成 28 年	1.25	1.37	1.44
平成 29 年	1.21	1.36	1.43
平成 30 年	1.20	1.34	1.42
令和元年	1.23	1.27	1.36
令和 2 年	1.38	1.27	1.33

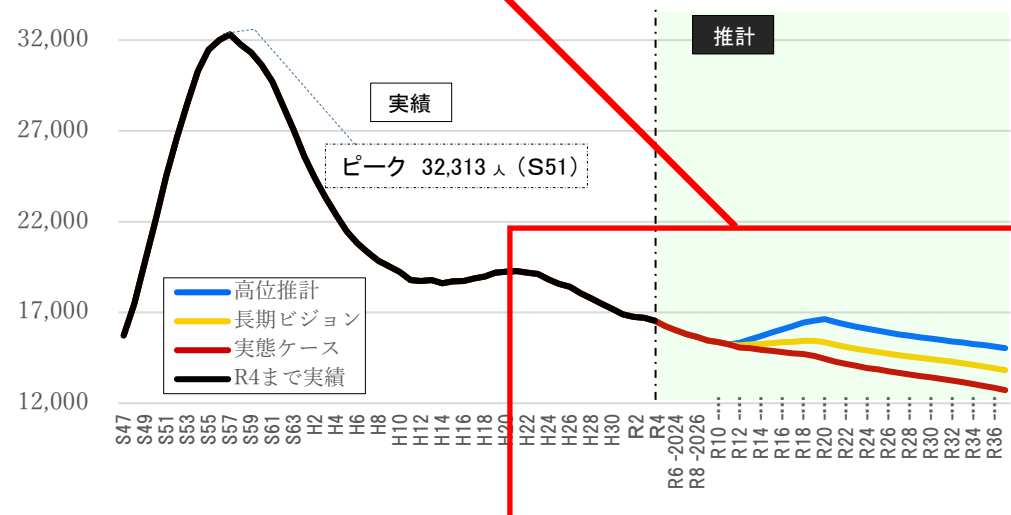


### [ 基本計画書 8 ページ～10 ページ ]

○児童・生徒数の推計は、市議会からの意見を踏まえ、上尾市地域創生長期ビジョンの推計と整合させた推計（合計特殊出生率約 1.36）のほか、合計特殊出生率が高位で推移した推計（同約 1.46）及び 実態ベースでの推計（同約 1.26） の 3 パターンの推計を掲載。

○令和 2 年国勢調査結果では、総人口が前回調査から微増している状況であるが、年齢別では次のとおり、15 歳以下の人口が大きく減少している状況。

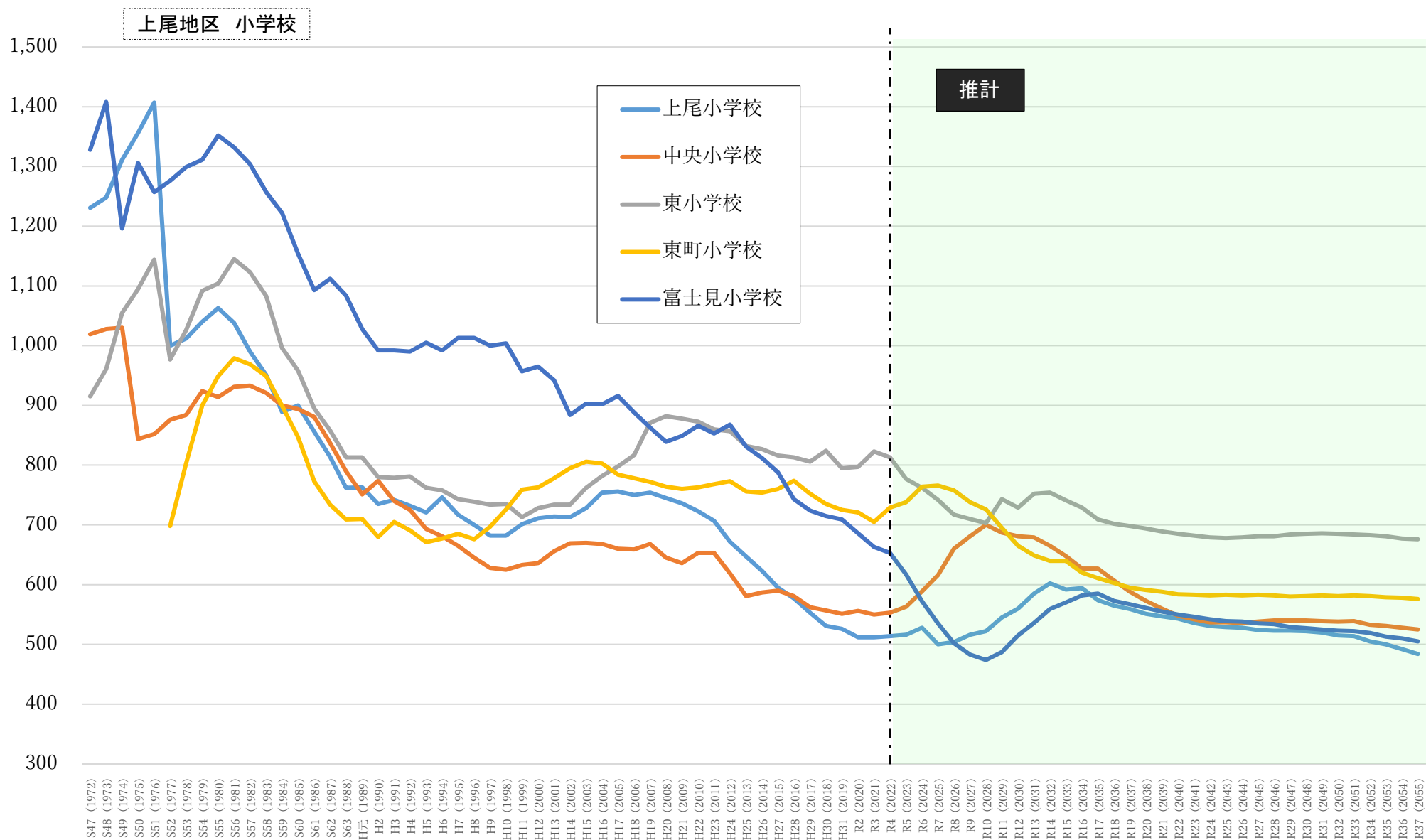
	H27 国勢調査	R2 国勢調査	比較
総人口	225,196	226,940	1,744
15 歳未満	28,663	26,546	△ 2,117
15-64 歳	138,962	136,441	△ 2,521
65 歳以上	57,571	63,953	6,382

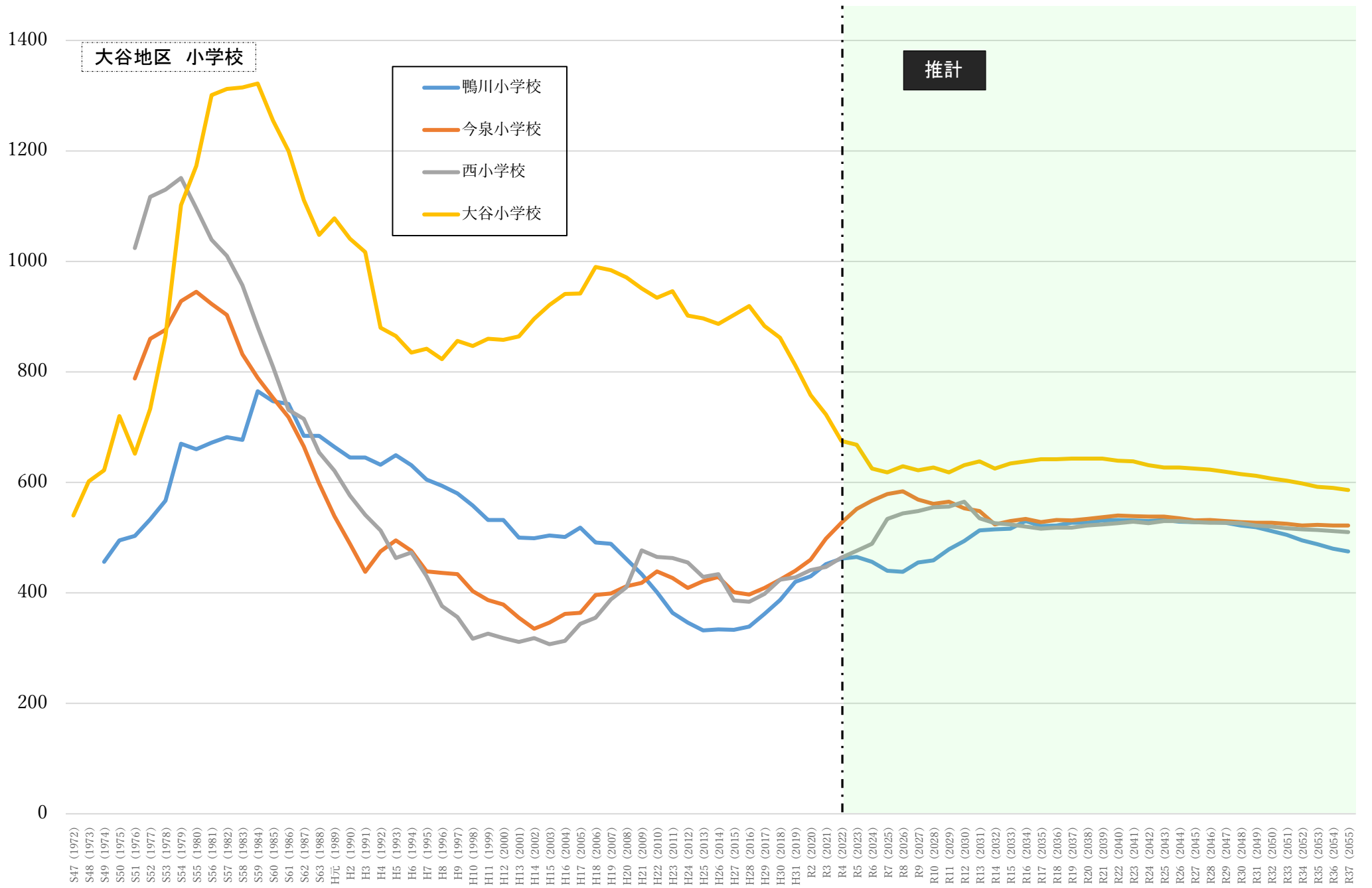




[ 基本計画書 11ページ～16ページ ]

○見直し案には、実態ケースよる学校区毎の児童生徒数推計も掲載。





## 学校規模の推計

一部の学校において学級数の増加が見られるものの、全体としては、児童生徒数の減少による小規模化の傾向にあるが、学校間では学級数の減少率の幅に格差が広がる結果が推計されている。

小学校	R4	R20	R37
小規模校 (6-11 学級)	6 校	5 校	6 校
適正規模校 (12-18)	11 校	14 校	15 校
準適正規模校 (19-24)	4 校	3 校	1 校
大規模校 (25-30)	1 校	0 校	0 校

中学校	R4	R20	R37
小規模校 (3-8 学級)	1 校	1 校	3 校
準小規模校 (9-11)	3 校	3 校	2 校
適正規模校 (12-18)	5 校	6 校	6 校
準適正規模校 (19-24)	2 校	1 校	0 校
大規模校 (25-30)	0 校	0 校	0 校

○国の法改正による小学校 35 人学級の改正に伴い、学級数が増加する要因にもなっているが、全体として児童生徒数の減少幅が大きく、学校規模は小規模化の傾向。

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

[ 基本計画書 33 ページ～36 ページ ]

○教職員の長時間労働が問題視される中、アンケートやワークショップにおいて、学校の小規模化に伴う教職員の負担増を懸念する声が多く出されていた。  
 その際、教職員の配置基準に関する質問も出され、学校規模に応じた教職員配置は教職員の校務負担と大きな関係もあることから、見直し後の基本計画の中で、配置基準と現状を記載している。

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2				
39	45	1	2			1	1
40	47	1	2			2	3
				3	4		
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

4

計画のコンセプト

## 持続可能な教育環境づくり

基本計画書 P66

### 方向性1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり（教育環境の整備方針）

「安全・安心」、「新しい学び」、「地域」、「快適」をキーワードに、学校施設の在り方を示し、未来の子供たちのための学校施設の更新を進め、地域のシンボルとなる「魅力あふれる学校」の整備 > **教育的効果の向上、シティセールス・定住促進の核**

#### 【安全・安心】

- ・目標耐用年到来前に劣化状況の調査を実施し、延命利用又は建替の検討開始。
- ・学校を利用するすべての市民の安全を確保。

#### 【新しい学び】

- ・変化に対応する柔軟性、可変性のある施設、多様な学習環境を展開できる教室空間の検討。
- ・小中一貫教育を見据えた環境整備。

#### 【地域】

- ・学校と地域が連携・協働していくための空間、地域コミュニティの拠点となる施設の複合化の検討。

#### 【快適】

- ・空調設備の充実、学校を利用するすべての人に配慮した環境整備。

(計画のコンセプト)

## 持続可能な教育環境づくり

(計画の方向性)

方向性 1

新しい時代の学びにふさわしい学校づくり

[ 教育環境の整備方針 ]

方向性 2

子供たちの学びに望ましい学校規模の維持

[ 学校規模の適正化方針 ]

方向性 3

計画的・効率的な学校施設の更新

[ 学校施設の更新方針 ]

○コンセプトは、『持続可能な教育環境づくり』。最新の技術で建築された新しい施設へ建替えることで、子供たちや教員のみならず地域の安全安心を確保して、100年先の未来においても子供たちが毎日「学校に行きたい」と思う魅力あふれる学校を整備したいという願いと、将来への道を示すという決意を込めて掲げたもの。

○『持続可能な教育環境づくり』の実現を図るために、3つの方向性を計画で目指すべき方向性として位置付け、計画を推進していく。

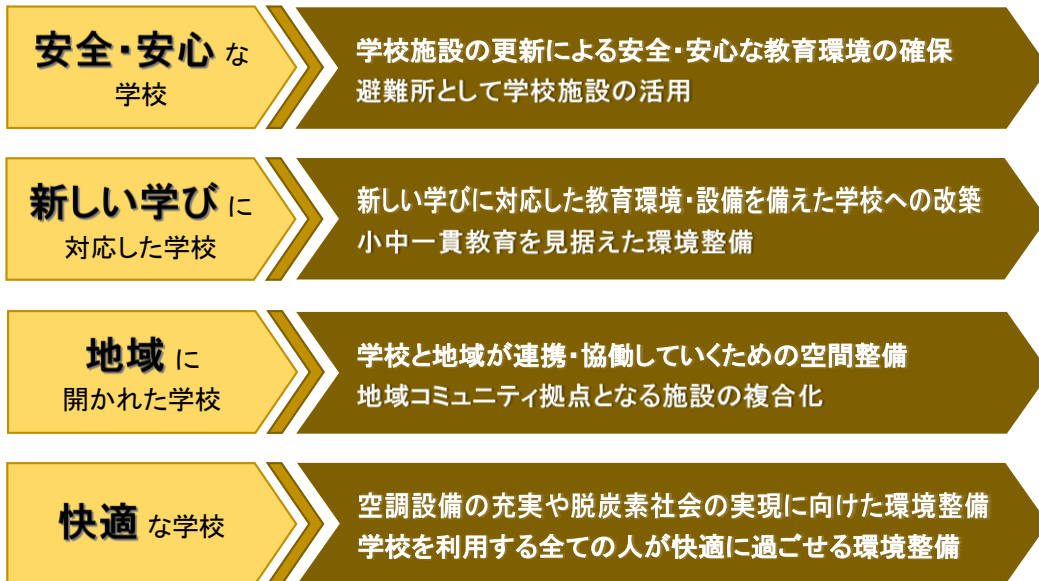
4

方向性 1 新しい時代の学びにふさわしい学校づくり（教育環境の整備方針）

「安全・安心」、「新しい学び」、「地域」、「快適」をキーワードに、学校施設の在り方を示し、未来の子供たちのための学校施設の更新を進め、地域のシンボルとなる「魅力あふれる学校」の整備 ➤ **教育的効果の向上、シティセールス・定住促進の核**

<p><b>【安全・安心】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標耐用年到来前に劣化状況の調査を実施し、延命利用又は建替の検討開始。</li> <li>・学校を利用するすべての市民の安全を確保。</li> </ul>	<p><b>【新しい学び】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変化に対応する柔軟性、可変性のある施設、多様な学習環境を展開できる教室空間の検討。</li> <li>・小中一貫教育を見据えた環境整備。</li> </ul>
<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域が連携・協働していくための空間、地域コミュニティの拠点となる施設の複合化の検討。</li> </ul>	<p><b>【快適】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備の充実、学校を利用するすべての人に配慮した環境整備。</li> </ul>

学校施設のあり方



☆時代に即した環境での教育が  
創り出す児童生徒への効果  
☆「魅力あふれる学校」は シティセールス・定住促進の核  
～ 誰もが住みたい街へ～

[ 基本計画書 74 ページ ]

## ➤ 小中一貫教育を見据えた環境整備

- 中央教育審議会答申の中では、「平成 27 年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、全国各地域において小中一貫教育の取組が進展しつつある中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校 6 年間、中学校 3 年間と分断するのではなく、9 年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。」と論じている。
- 他の自治体では、学校敷地が隣接している小・中学校の校舎を一体化させた学校を建設し、小中一貫教育を推進した事例も見られ、施設一体型小中一貫校は、学校図書室や特別教室等、小中共有の施設を設けることで、効果的な施設利用や施設機能の充実等が可能となり、小・中学校の交流の一層の促進や児童生徒の学習効果の高まりが期待される。
- 小・中学校が隣接・近接する学校の更新や再編による統廃合を行う際には、小中一貫教育の更なる充実のために、学校間の交流を促進する教育施設の共有化など、必要な環境整備を進めていく。

[ 基本計画書 86 ページ ] 方向性3-(4)

- 学校施設の共有化が期待できる学校は、共有化により生み出されたスペースを ICT スペースに割り当てるなど、教育的効果の最大化を目指し、隣接、近接する学校は積極的に学校施設の共有化を進めていく。

5

## 方向性 2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持（学校規模の適正化方針）

## ○ 子供たちの学びに望ましい学校規模

小学校

中学校

12 学級以上 18 学級以下

1校あたりの学級数（特別支援学級を含まない）

左記に該当しない規模の学校は、現状の児童生徒数の下での教育的課題等について分析し、将来における児童生徒数の動向等を見据えながら、適宜、対応する。

## ○ 学校再編検討のタイミング

小学校は全ての学年で1学級編制の状態が、また、中学校は8学級以下の状態が5年以上継続することが見込まれる場合、統廃合を含めた学校の再編の検討を開始。

学校の再編に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図る協議の実施。

## ➤ 学校規模適正化の基準・学校再編検討のタイミングの明文化

## 【 子供たちの学びに望ましい学校規模 】 12 学級以上 18 学級以下

※「子供たちの学びに望ましい学校規模」に当てはまらない規模の学校については、現状の児童生徒数の下での具体的な教育的課題や影響について総合的に分析を行い、将来における児童生徒数の動向や通学区域内の住宅開発の状況等を見据えながら、望ましい学校規模に向けて、適宜、対応する。

## 【 学校規模の適正化方針 】

- ★ 小学校においては、児童生徒数の見込みにより、全ての学年で1学級(全体で6学級(特別支援学級を含まない))の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下(特別支援学級を含まない)の状態が5年以上継続することが見込まれた場合、小学校同様に、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の動向を総合的に検証し、通学区域の見直しや学校の統廃合による望ましい学校規模の維持に努め、その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図りながら、進めていきます。



## ➤ 学校再編を進めるに当たっての留意事項

### 1) 児童生徒の通学距離・安全確保

○法令においては、適正な学校規模の条件として、通学距離については、小学校にあつては概ね 4 キロメートル以内、中学校にあつては概ね 6 キロメートル以内であることが適正としているが、上尾市における徒歩通学の距離の目安については、「上尾市学校施設更新計画基本方針」に示しているとおり、小学校、中学校ともに「1.5 キロメートルから 2.0 キロメートル以内」を目安として、再編を検討する。

○再編に当たっては、当該距離の目安を基本に、子供の発達段階、通学の安全確保、地域の道路事情等を総合的に勘案して、学校関係者、保護者や地域住民との丁寧な対話を通じて合意形成を図る。

○やむなく目安を超えて通学する児童生徒が発生する場合は、その通学方法についても検討していく。

### 2) 既存施設・跡地の有効活用

○学校再編により廃校となる場合、跡地や耐用年数内での校舎や体育館の活用については地域の意向を踏まえ検討する。

6

## 方向性 3 計画的・効率的な学校施設の更新（学校施設の更新方針）

**耐用年数の延長**

安全性が確認できた建物の  
目標耐用年数の延長

延長に際して長寿命化工事を必須とせず、必要な維持  
管理を継続し、更新費用を確保

▶ **改築時期や  
財政負担の平準化**

**施設の複合化**

児童生徒数の減少による余裕ス  
ペースの発生を念頭に、社会教  
育施設等と施設一部を複合化

▶ **児童生徒への様々な  
教育的効果の向上**

**経費の削減**

- ・ 仮設校舎を建設しない建替計画や校舎の集約化など、最小の経費による効率的な施設更新
- ・ 教育的効果の最大化を目指した特別教室等の学校施設の共有化

▼  
将来の世代に過度な負担を先送りしない  
**持続可能な行財政運営**

○調査特別委員会の提言書における「長寿命化についても、改めて検討をすること」を踏まえ、基本計画の見直しに当たっては、改めて、建築物の耐用年数、長寿命化等について、その考え方を次のとおり、整理した。

- ★ 鉄筋やコンクリートの劣化状況の調査により、建物を支える柱などの構造体の健全性や安全性が確認できた学校施設は、目標耐用年数を15年延長し、施設を延命利用する。
- ★ 耐用年数の延長に際しては、上尾市公共施設等総合管理計画に定めた目標耐用年数に到来する5年前までには、躯体内部の鉄筋やコンクリートの劣化状況を確認するための躯体健全性調査を実施すること。
- ★ なお、現状の学校施設においては、大規模改修や耐震補強など、適切な保全が行われていることから、延長に際し、長寿命化工事を必須とせず、必要な維持管理を継続していくことで、更新費用を確保する。

## 7

### 計画見直しの時期

基本計画書 P6

本計画は、10年ごとに見直しを行い、将来の人口変動や教育を取り巻く環境の変化など、社会情勢の変化にも柔軟に対応するよう、基本計画に明記。

- 上尾市総合計画や上尾市都市計画マスタープランなど、市が策定する長期計画が最長10年間であること、また、施設の性質上、将来における人口の増減、特に年少人口に大きく影響を受けるものであること等を踏まえ、10年ごとに見直しを行う。
- 学校施設に大きな影響を与える教育制度改革や上位計画の見直しにより、基本計画の見直しの必要性が生じた場合には、見直しを行う。